

事業者の方向け 就労証明書作成FAQ

共通項目

Q1. 押印と訂正方法について

Q 就労証明書に押印は必要ですか？また、書き間違えたときは訂正印は必要ですか？

- A**
- ・ **押印不要**：代表者印などの押印は不要です。
 - ・ **訂正は「二重線」**：誤って記入した場合は、該当箇所を「二重線」で消し、余白に正しい内容を記載してください。なお、**訂正印の押印は不要**です。
 - ・ **修正テープ等は使用不可**：修正液、修正テープ、摩擦で消えるボールペンは利用できません。

Q2. 就労証明書の作成者について

Q 就労証明書は誰が作成したらよいですか？

- A**
- ・ **雇用されている方**：すべての項目について**就労先の方**が記入してください。
 - ・ **個人事業主など**：保護者ご自身で作成してください。
※ 代表者名が本人氏名と一致する場合は、**就労証明書下部④に記載されている書類のコピー**を添付してください。

Q3. 原本の提出について

Q 原本を提出しなければなりませんか？

- A**
- ・ **手書きで作成したもの：直筆した原本**の提出が必要です（コピー不可）。
 - ・ **データ入力したもの**：就労先で作成・印刷したもの、就労先で作成したデータを保護者へ渡し保護者が印刷したもの、いずれも原本として提出可能です。

Q4. 記入項目について

Q すべての項目を記入する必要がありますか？

- A**
- ・ **該当がある場合のみ記入**：No.8～No.13は該当がある場合のみ記入してください。
 - ・ **記入不要の項目**：グレーに網掛けされた項目（No.7、No.15～No.17、No.19）は記入不要です。

事業者の方向け 就労証明書作成FAQ

各項目

Q1. 事業所名

Q 個人事業主で屋号を登録していない場合、どのように記入すればよいですか？

A ・屋号を登録していない場合は、**ご自身の氏名**を記入してください。

Q2. 代表者名

Q 代表者は、支社長の氏名などを記入してもよいですか？

A ・事業所の代表者（代表取締役など）だけでなく、**雇用契約の内容を証明できる部署の長（支社長など）**を記入しても問題ありません。

Q3. (No.3) 雇用（予定）期間等

Q 休業（育児休業・病気休職等）により現在就労していない場合、どのように記入すればよいですか？

A ・雇用期間の開始日は、復職日ではなく**入社日（雇用を開始した日）**を記入してください。

Q 個人事業主の場合は、どのように記入すればよいですか？

A ・事業開始日を就労開始日とし、**就労開始日のみ**記入してください。

Q 雇用期間が有期の場合は、どのように記入すればよいですか？

A ・雇用期間の終了日は、**現在の契約満了日**を記入のうえ、No.14「（雇用契約の）満了後の更新の有無」も記入してください。

Q4. (No.4) 本人就労先事業所

Q 派遣・出向中の場合や在宅勤務をしている場合など、契約を結んでいる事業所の所在地と実際に勤務している場所が異なる場合は、どのように記入すればよいですか？

- A**
- ・ **派遣・出向中**：派遣先・出向先の事業所名と住所を記入してください。
 - ・ **在宅勤務**：名称は空欄とし、住所に本人自宅と記入してください。

Q5. (No.6) 就労時間

Q 合計時間や就労時間帯はどのように記入したらよいですか？

- A**
- ・ **雇用契約をベースに記載**：合計時間や就労時間帯は、実績ではなく**雇用契約や就業規則で定められた就労時間**を記入してください。
 - ・ **合計時間の計算方法**：一日あたりの就労時間数（休憩時間含む）×一月当たりの就労日数で算出してください。一月当たりの就労日数が定まっていない場合は、一週当たりの就労日数×4（4週間）で一月当たりの就労日数を算出してください。
 - ・ **変則就労（シフト制）の場合**：最も頻度が高い**就労時間帯**を主な就労時間帯として記入してください。特定できない場合は、合計時間・就労日数のみ記入のうえ、直近1か月分のシフト表の写しを添付してください。
 - ・ **就労時間の定めがない役員・自営業**：勤務時間の規定がない場合も、**平均的な就労日数・就労時間**を推計して記入してください。

Q6.（No.9）育児休業の取得

Q 「取得済み」の場合、いつまで遡って記入する必要がありますか？

A ・概ね1年以内に取得した休業について記入してください。

Q 育児休業の取得実績が複数回ありますが、いつの分を記入すればよいですか？

A ・最後に取得した育児休業の実績を記入してください。
※ただし、上記回答のとおり最後に取得した育児休業が1年以上前の場合は記入不要です。